

超高齢社会における東京のあり方懇談会設置要綱

平成 29 年 10 月 27 日制定 29 政計計第 188 号

(名称)

第1条 本会は、超高齢社会における東京のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、世界に例を見ない速度で高齢化が進む東京において、誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる都市・東京を実現するために必要となる「サステイナブル（持続可能）な地域モデル」の在り方を検討し、今後の政策展開に資することを目的に設置する。

(組織)

第3条 懇談会は、別紙の懇談会委員をもって組織する。

- 2 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。
- 4 副座長は座長が指名し、座長の職務を補佐するとともに、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集等)

第4条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、懇談会委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 懇談会委員及び前項により座長の求めに応じた者が会議への出席等、懇談会に係る用務を行った場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開で行う。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができます。

2 会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができます。

(事務局)

第6条 懇談会の庶務は、政策企画局計画部計画課及び福祉保健局総務部企画政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

(別紙)

「超高齢社会における東京のあり方懇談会」委員

特定非営利活動法人日本医療政策機構 代表理事 政策研究大学院大学名誉教授	黒川 清
学習院大学経済学部教授	鈴木 亘
明治大学理工学部教授	園田 真理子
一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長 国際医療福祉大学大学院教授	中村 秀一
特定非営利活動法人日本医療政策機構 事務局長	乗竹 亮治
株式会社ロフトワーク代表取締役	林 千晶
慶應義塾大学大学院教授	堀田 聰子

(敬称略)